

PARKING IN TOKYO

■ 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について

東京都青少年・治安対策本部

自転車は、多くの人に利用される大変便利な乗り物・交通手段です。その一方で、近年は、自転車利用者のルール・マナー違反や放置自転車が大きな問題となっています。

このたび、東京都では、これらの問題を解決し、社会全体で自転車の安全で適正な利用のための取組を進めるため、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました(平成25年7月1日施行)。

この条例においては、行政や自転車利用者の義務等に加えて、事業に自転車を使用している事業者、自転車で通勤する従業者がいる事業者等に対し、従業者による交通ルール・マナーの遵守、適正な駐車が促進されるようにするための義務等を定めています。

都内で事業活動をされている事業者におかれましては、下記に記載している事業者としての義務を確実に実施していただくとともに、特に自転車駐車場の整備に関する事業を進める中で、オフィスビル、商業施設等の建築主、施設管理者等に対しても、この条例における事業者の義務(特に下記2及び3)の周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、条例の詳細については、以下の東京都交通安全課のホームページをご覧ください。

《東京都交通安全課のホームページ》

<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/koutuu/koutuu.html>

記

1 事業に自転車を使用する事業者の義務

- ① 従業者に対する研修の実施、情報の提供等により、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければなりません。(第12条)
- ② 事業用自転車について、都が定める点検整備指針を踏まえた点検整備を行うよう努めなければなりません。(第21条第2項)
- ③ 事業用自転車の交通事故で生じた損害賠償に備え、保険への加入等に努めなければなりません。(第27条第2項)

(補足)

- ・ 「事業に自転車を使用する」とは、自転車で物を配達するだけでなく、営業所間の移動、顧客回り、業務用品の購入等の際に自転車を使うことも含みます。
- ・ ①の研修の実施等が円滑に行われるようにするため、都では、条例の施行日(7月1日)までに、自転車安全利用指針を定め、ホームページで公開します。それらを踏まえた研修等の実施をお願いします。
- ・ ②の点検整備指針についても、条例の施行日(7月1日)までにホームページで公開します。
- ・ ③の保険は、自転車専用のものでなくても、自転車事故の損害賠償を補償できるものであれば構いません。

2 自転車の駐車需要を生じさせる事業者の義務

① 顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場所の確保、自転車駐車場の利用の啓発等に努めなければなりません。(第29条)

(補足)

- ・ 「駐車需要を生じさせる事業者」には、営業所や店舗に自転車で訪れる従業者や顧客がいる事業者が、広く該当します(従業者や顧客の多寡は問いません)。
- ・ 道路上の自転車の駐車は、自動車の駐車と同様、道路交通法で禁止されています。営業所や店舗に自転車で訪れる従業者や顧客がいる場合は、そうした方が違法な駐車(放置)をすることのないよう、可能な限り、まずは駐車場所の確保に努めていただき、それが困難な場合には、近隣の自転車駐車場を案内するなどしてください。

3 自転車通勤する従業者がいる事業者の義務

① 自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供等に努めなければなりません。(第14条)

② 従業者が自転車で通勤している場合は、事業者自らが駐車に必要な場所を確保するか、従業者が駐車に必要な場所を確保していることを確認しなければなりません。(第30条)

(補足)

- ・ ①の義務を果たすため、都が定める自転車安全利用指針やホームページで公開しているリーフレット等を活用してください。
- ・ ②の確保又は確認は、次のように行ってください。
 - (1) まず、従業者が、自転車通勤しているか把握してください。自宅から駅まで自転車を利用している場合なども含みます。
 - (2) 自転車通勤している従業者がいる場合は、次の方法で駐車場所の確保か確認のどちらかを行ってください。
 - 駐車場所の確保：勤務場所の敷地内等に**駐車できるスペースを確保**します。
 - 駐車場所の確認：自転車駐車場の利用契約書や従業者の申告書等の**書面**で、利用し

ている自転車駐車場を確認します。

- ・ ①及び②の義務は、就業規則等で自転車通勤を禁じている事業者には適用されません。また、1月以上雇用することが見込まれない従業者については、確保・確認することは条例上は求められていませんが、ぜひそうした従業者についても同様の対応をしてください。

4 その他

東京都では、インターネット地図等に掲載するための都内の自転車駐車場情報を募集しています。自転車駐車場をインターネット地図に掲載すると、自転車利用者が簡単に検索できたり、ルート案内を活用できたりして、自転車駐車場の利用が促進されると期待されます。この取組に参加いただける自転車駐車場管理者は、交通安全課にご連絡ください。

詳細はこちら → <http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/koutuu/churinjou.html>

お問合せ先：東京都青少年・治安対策本部交通安全課 電話：03-5388-3127